

参考資料

幼児教育の効果に関する代表的な研究成果 ～ペリー就学前計画～

- ペリー就学前計画は、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、「質の高い幼児教育プログラムに参加したグループ」と「参加しなかったグループ」を対象に、その後長期にわたり追跡調査を実施しているもの
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、その後の「学校のよい成績」「より高い収入」などにつながっているとの結果が出ている。
- OECDでも、こうした研究成果を背景に、幼児教育の重要性に関する提言がなされている。

○計画の概要

実施場所：米国ミシガン州イプシランティ市学校区
ペリー小学校付属幼稚園

対象者層：低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子ども（IQ70～85）

対象者数：123名（被験者58名vs非被験者65名）
（うち、調査時点で行方不明は6%。統計的有意性は確認済み。）

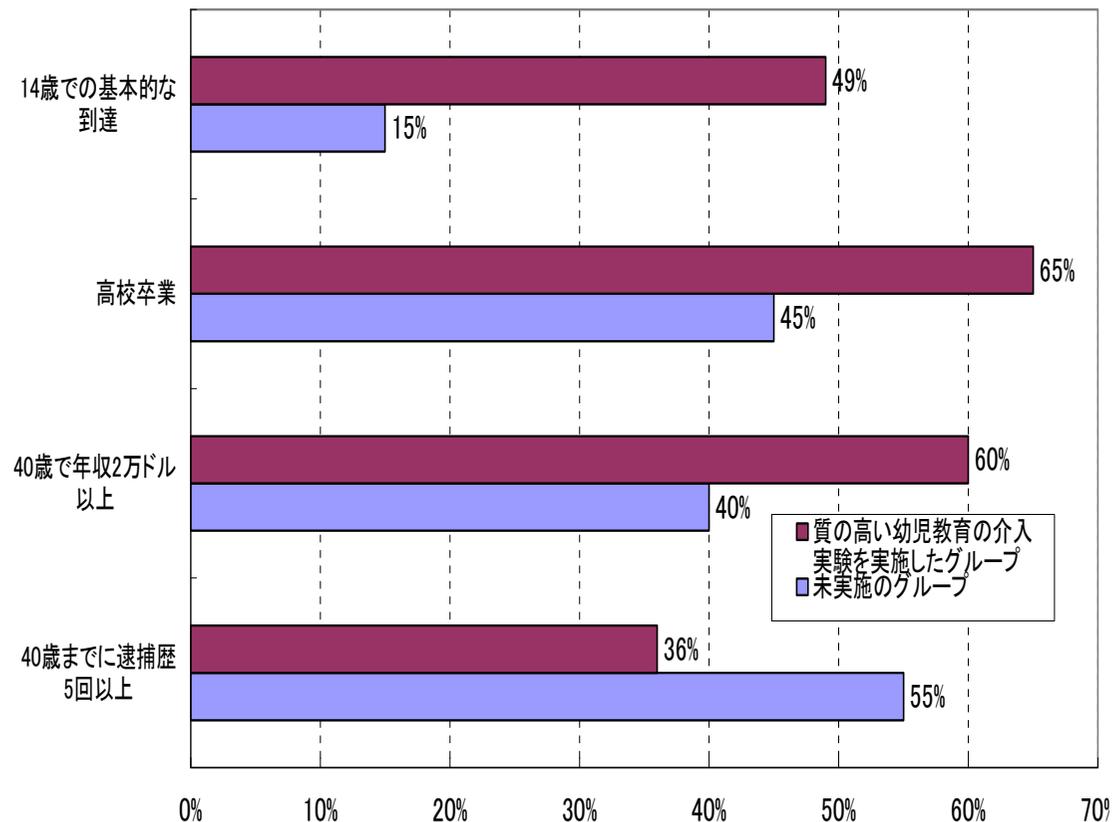
実施期間：1962～67年

教育内容：3～4歳児に対して、2年間（10月～5月）にわたり、環境を通した子どもの主体的な活動から学習させる「ハイスコープ」カリキュラムに基づき、下記の教育を施す。
①学校教育（平日午前2.5時間、教師1人に対して幼児5.7人）
②教師による家庭訪問（週1回1.5時間）
③親を対象とする少人数グループミーティング（毎月）

実施主体：心理学者ワイカートらの研究グループ
（その後、ハイスコープ教育調査財団が追跡調査）

追跡調査：3～11歳（毎年）、14、15、19、27、40歳時点（以降継続中）

○40歳での主な効果



諸外国における幼児教育の無償化に係る動き

未定稿

国名	制度の概要	義務教育直前の就園率
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年までに<u>全ての3～4歳児に対する幼児教育の無償化を実現</u>。 (現在、保育施設も含め、「週15時間、年38週分」が無償。社会・経済的困難家庭の2歳児にも無償化の対象を拡大。) ・ 5歳から初等学校に入学し、義務教育となる。 	<p>98%</p> <ul style="list-style-type: none"> * 4歳児 * 保育施設を含む
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>主に3～5歳児を対象とした幼稚園は99%が公立であり、無償</u>。 (3歳以上のほぼ全員が幼稚園を利用) ・ 6歳から小学校に入学し、義務教育となる。 	<p>100%</p> <ul style="list-style-type: none"> * 5歳児
アメリカ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>主に5歳児を対象とする公立小学校付設の幼稚園は、無償</u>。 ・ 通常は6歳から小学校に入学し、義務教育となる。 	<p>63.5%</p> <ul style="list-style-type: none"> * 3～5歳児 * 保育施設を含む
ドイツ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児を対象とした幼稚園は、原則として有償であるが、最終年については、州により有償の場合も無償の場合もある。 ・ 6歳から基礎学校に入学し、義務教育となる。 	<p>92.4%</p> <ul style="list-style-type: none"> * 保育施設を含む * 3～5歳児
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年、小学校入学前3年間（3～5歳児、保育園も含む）の無償化が法定。 ・ 公立施設の利用児については、2012年に無償化を達成。私立施設の利用児については、支援規模を段階的に拡大し、2016年に実質無償化を達成予定 	<p>88.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> * 幼稚園54.7%、 保育園33.4% * 5歳児

(出典)英仏米独の「義務教育直前の就園率」については「諸外国における幼児教育・保育の現状や動向に関する調査」(平成24年3月日本総研)、その他は文科省調べ

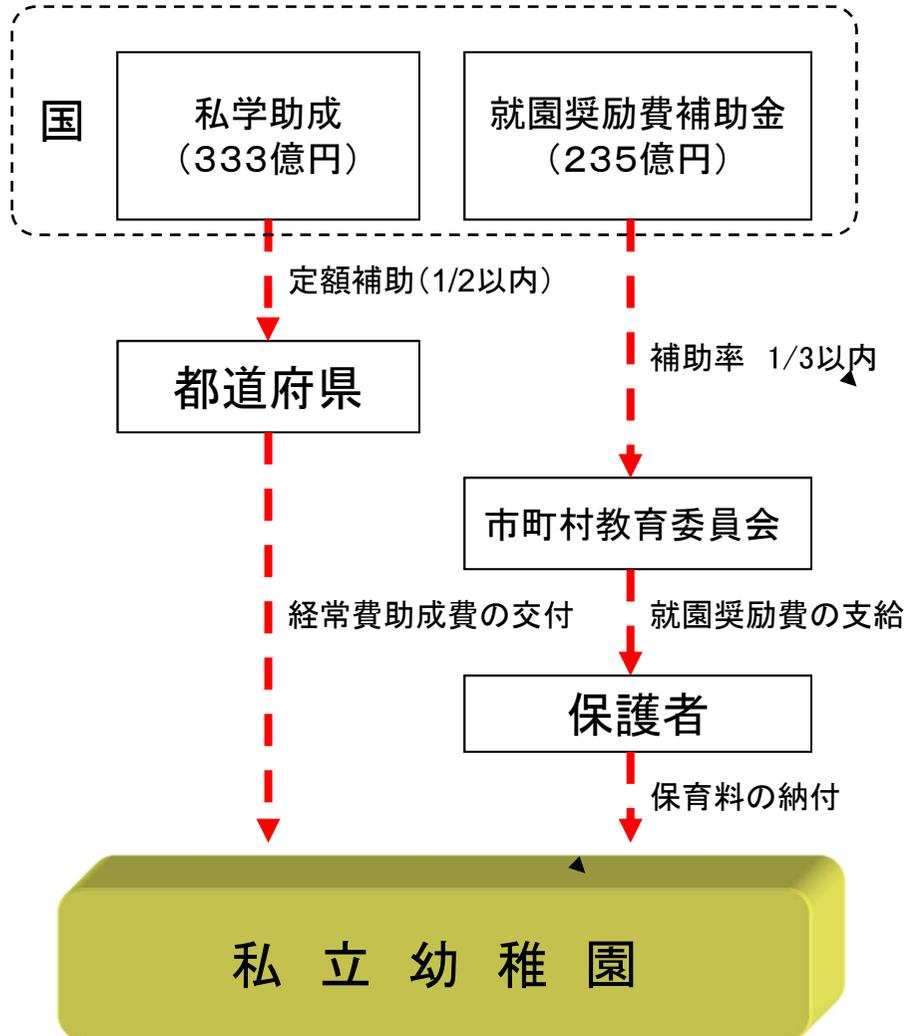
幼稚園と保育所の比較

	区分	幼 稚 園	保 育 所
根拠	施設の性格 根拠法令	学校 学校教育法	児童福祉施設 児童福祉法
教育内容等	対象児 開設日数 保育時間 保育・教育内容	満3歳～就学前の幼児 39週以上(春夏冬休みあり) 4時間を標準 ※預かり保育を実施 幼稚園教育要領 (保育所保育指針との整合性が図られている)	0歳～就学前の保育に欠ける児童 約300日 8時間を原則 ※延長保育、一時保育を実施 保育所保育指針 (幼稚園教育要領との整合性が図られている)
設置主体		国(国立大学法人を含む)、地方公共団体、学校法人 ※ただし、私立の幼稚園については、当分の間、学校法人によって設置することを要しない。	制限なし
人員	保育士の配置基準 資格 職員数	1学級 35人以下 幼稚園教諭 専修(院卒)1種(大卒)2種(短大卒) 11万1千人(H24. 5月現在)	0歳 3:1 1、2歳 6:1 3歳 20:1 4、5歳 30:1 保育士(国家資格) 30万2千人(H23. 10月現在)
財源と利用料	運営に関する経費 保育料	○私立(私学助成) H25予算案 333億円 (3～5歳児) (H24予算 323億円) ○公立(交付税措置) 幼稚園ごとに保育料を設定(所得に応じて就園奨励費を助成)	○私立(国庫負担金) H25予算案 4,256億円 (0～5歳児) (H24予算 3,962億円) (国1/2、都道府県1/4、市町村1/4) ○公立(交付税措置) 市町村ごとに保育料を設定 所得に応じた負担
施設	施設基準	幼稚園設置基準(文科省令)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚労省令)
その他	入所 施設数 園児数	保護者と幼稚園設置者との契約 1万3千カ所 (国公立5千、私立8千) (H24. 5) 160万6千人 (国公立28万3千人、私立131万5千人)	市町村と保護者の契約(保護者の希望に基づく) 2万3千カ所 (公立1万、私立1万3千) (H24. 4) 216万1千人 (公立85万7千人、私立130万4千人)

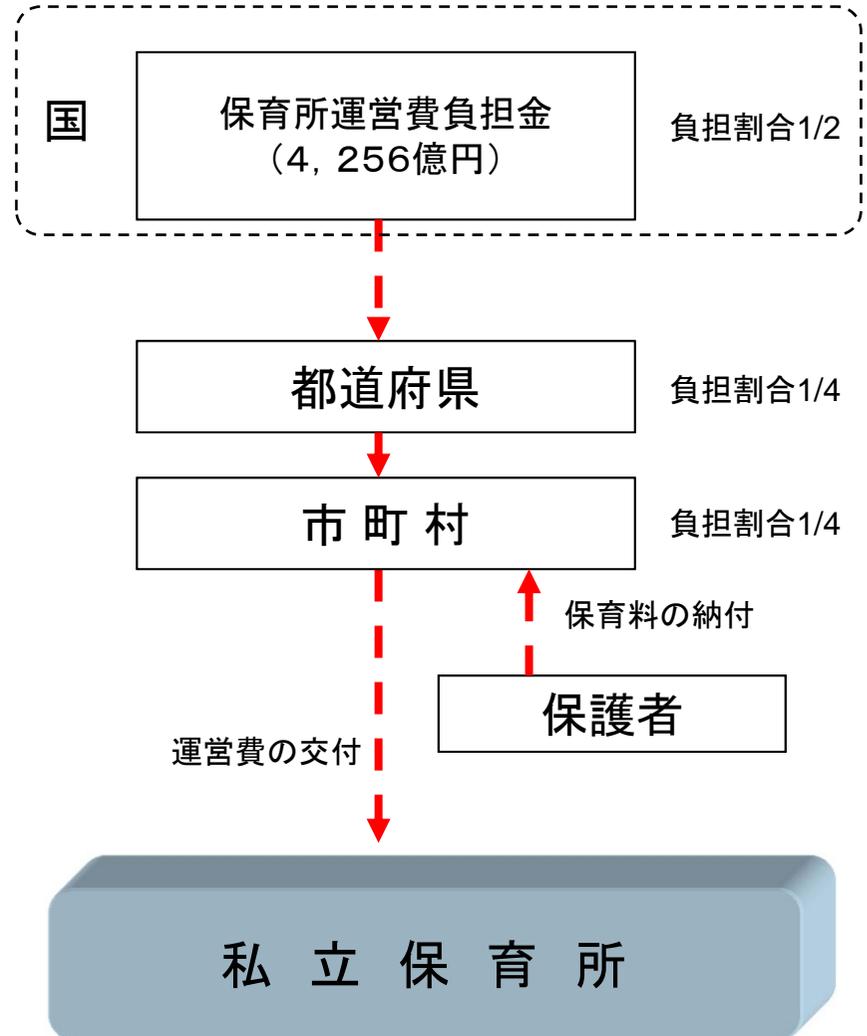
私立幼稚園・私立保育所の経常費

平成25年度予算案

〈 文部科学省 〉

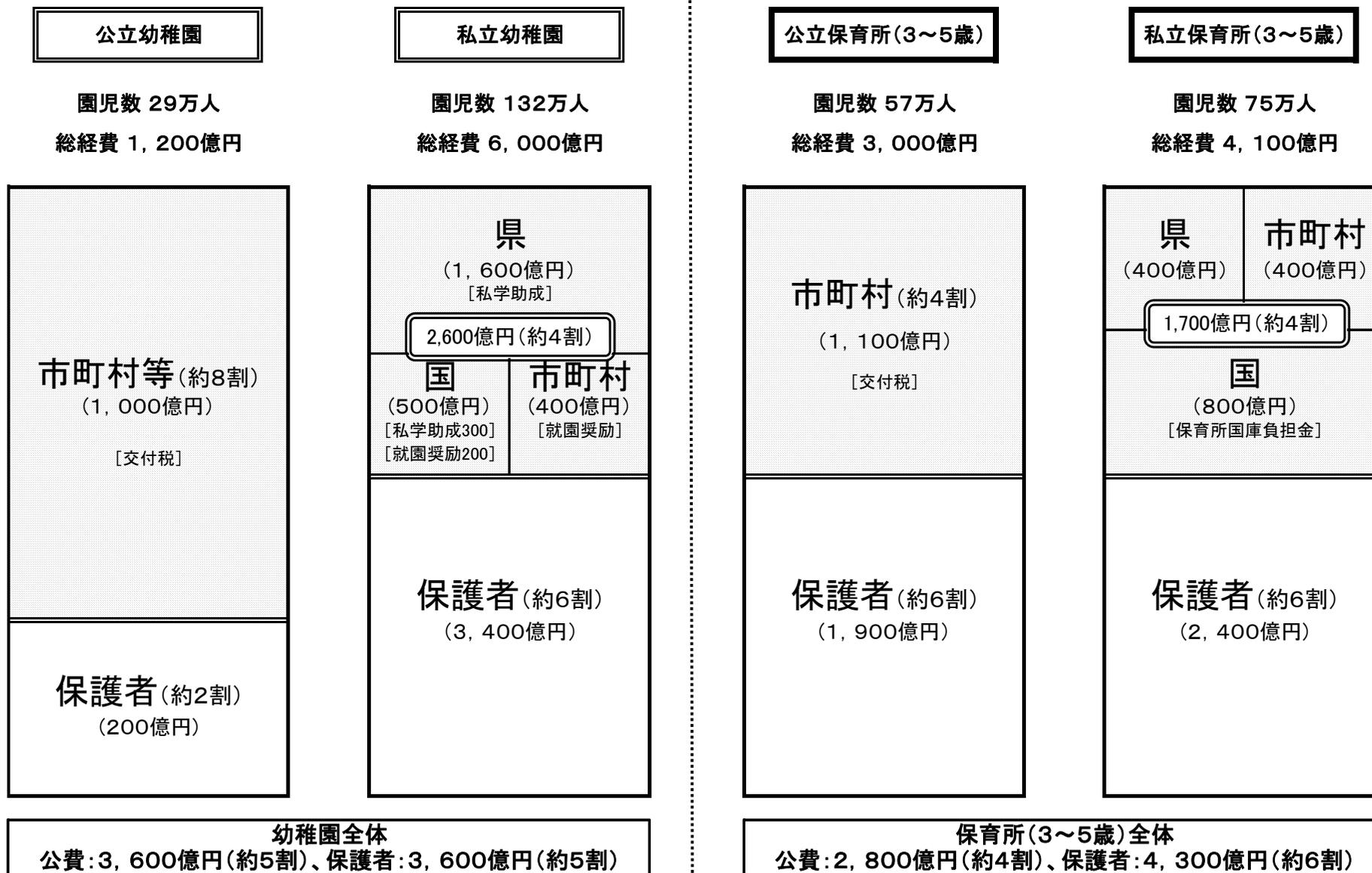


〈 厚生労働省 〉



※公立の幼稚園・保育所については、市町村の一般財源と保護者負担によって経常費が賅われている。

幼稚園と保育所の費用負担の比較(平成24年度政府予算ベース)



(注1)平成24年度幼稚園就園奨励費、私学助成、保育所運営費負担金予算ベースで地方交付税措置額等から推計したもの。施設整備費を除く。

(注2)公立幼稚園の市町村負担額には就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。

また、現在公立で支給されている就園奨励費3億円は本図では省略。

(注3)四捨五入により合計が一致しない場合がある。

幼稚園と保育所の保育料の比較(3歳以上児:月額)

- 幼稚園の保育料は、平均保育料等(公立施設月額6,600円、私立施設月額2万5,700円)から、所得階層ごとの幼稚園就園奨励費補助金額(国の基準額)を引いた額が利用者負担額となる。
 - 保育所の保育料は、各市町村において、国の基準を参考に、所得に応じた利用者負担額を設定している。
- ※いずれも、所得区分の細分化や補助単価の引き上げ(額の引下げ)等を行っている市町村もある。

公立幼稚園		私立幼稚園		保 育 所		
階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料	
I	生活保護世帯	I	生活保護世帯 6,600	I	生活保護世帯 0	
	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	4,900	II	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む) 9,100	II	市町村民税非課税世帯 6,000
就園奨励費支給対象外	270万円～	6,600	III	270万円～ 16,100	III	260万円～ 16,500
			IV	360万円～ 20,500	IV	330万円～ 27,000 <small>(保育単価限度)</small>
			就支園給奨励対象外	680万円～ 25,700	V	470万円～ 41,500 <small>(保育単価限度)</small>
			VI	640万円～ 58,000 <small>(保育単価限度)</small>		
			VII	930万円～ 77,000 <small>(保育単価限度)</small>		
			VIII	1,130万円～ 101,000 <small>(保育単価限度)</small>		

(平成25年度予算案ベース)

※保育所の保育料については、上記の保育料より各地域区分ごとの保育単価が下回る場合はその保育単価を限度とする。

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政
支援のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施
義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

施設型給付の創設

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
 - a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

